

第 3 節 地球環境分野



施策 20：ごみの発生抑制と減量の推進

取組み項目①	ごみの発生抑制と減量の推進
(1)「多摩市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制と資源の有効利用、ごみの減量について、市民や事業者の行動につなげるために必要な普及啓発や支援を行う。(ごみ対策課)	
令和3年度の実施内容	
ダンボールコンポストの使い方相談会(サロン)を開催し、家庭から出る生ごみを堆肥化する生ごみ自家処理の支援を行った。また、市民の生ごみ処理への興味・関心を把握するため、ダンボールコンポストのモニター募集、その後アンケートを行った。事業系ごみは、引き続き東京都環境局資源循環推進部と連携をした大規模事業所への立ち入調査などを実施し、一般廃棄物と産業廃棄物の資源化の協力依頼と減量啓発を実施した。	
令和3年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】相談会を通じて生ごみ減量に関心を持って取り組む市民を増やすことができた。また、モニターアンケート結果より、ダンボールコンポストなどを知らない市民においても、生ごみ処理に潜在的な興味・関心があることが分かった。事業系ごみについては、東京都環境局資源循環推進部と連携した立入検査により、一般廃棄物と産業廃棄物の適正処理の指導・協力依頼や、排出事業者に対して一層の資源化についての意識啓発を行った。	
今後の課題	
生ごみ処理機器等認知度を更に高める必要性があり、補助金制度を利用して更なる取組み拡大に向けて啓発活動を行う。特に、潜在的に生ごみ処理に関心がある市民へ、いかに啓発を行うかが重要となってくる。事業系ごみについては、引き続き多摩清掃工場での搬入物検査と排出事業者への訪問指導などを実施し、適正排出と資源化の取組みを推進する必要がある。今後のごみ減量・資源化施策全体について、後期「多摩市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ減量・資源化に総合的に取組みを行う。	

取組み項目②	エコショップ・スーパーエコショップの推進
(1) 環境に配慮した事業活動に積極的に取り組んでいる小売店舗をエコショップやスーパーエコショップとして認定するとともに、普及啓発を推進する。(ごみ対策課)	
令和3年度の実施内容	
更新年度であった区分C(その他小売店)店舗に加えて、新型コロナウイルス感染症と認定調査書の改正に伴い1年間更新を延期していた区分A(スーパーマーケット・大型専門店)・B(コンビニエンスストア・ドラッグストア)店舗の認定調査を行った。令和3年度の更新では、66店舗を「多摩市エコショップ」と認定し、特に評価の高い24店舗を「スーパーエコショップ」として認定を行った。	
令和3年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】減少傾向であった登録店舗数が令和3年度の更新により、令和2年度と比較し10店舗ほど増えたため。	
今後の課題	
制度の趣旨を広く周知し、事業者の制度認知を高め、制度への参加を促す必要がある。認定調査書の評価項目をはじめとする認定基準は、法制度改正等に合わせて今後も適宜見直ししていく必要がある。	



エコショップ認定制度について

以下に示した認定基準で各店舗の取組項目を評価し、その評価点数の合計でエコショップのランク付け（「スーパーエコショップ」・「エコショップⅠ」・「エコショップⅡ」・「一般店舗」の4段階）を行い、積極的かつ先駆的にごみ減量活動に取り組んでいる店舗を公正に評価しています。また、ランクに対応するようにごみ有料指定袋の販売手数料率を段階的に設定（12%・10%・8%・6%）することで、インセンティブを付与し、さらなる事業者活動を喚起し一層のごみの減量化・資源化及び地球にやさしい資源循環型社会の構築を目指しています。

エコショップ認定店舗一覧については、市公式ホームページをご覧ください。

【認定基準】(スーパーマーケット・大型専門店・コンビニエンスストア・ドラッグストアの場合)

No	項目	評価点数
1	レジ袋を提供していない、又はレジ袋を有料化しており、かつバイオマス配合率 25%以上のレジ袋等を提供している	10
2	レジ袋として多摩市の有料指定ごみ袋の使用を声かけや掲示で推奨している	3
3	紙パックの回収	5
4	アルミつき紙パックの回収	5
5	マルチパックの回収	5
6	食品トレイ(白色または有色)の回収	5
7	玉子パック(プラスチックまたはパルプ)の回収	4
8	廃プラスチック(プラ製トレイ等)の回収	4
9	缶(アルミ・スチール)の回収	3
10	ペットボトルの回収	3
11	ボタン電池・小型充電式電池の回収	3
12	インクカートリッジの回収	3
13	資源の回収実績を店内表示	2
14	商品のばら売り、計り売り又は裸売りのいずれかでの販売	4
15	スプーン・ストロー等をプラスチック製品以外にし、プラスチックの削減に努めている	3
16	リターナブルびん商品を販売し、回収もしている	3
17	割りばし・スプーン等の不使用の声かけの実施	2
18	有料指定袋のばら売り 可燃(5ℓ 10ℓ 20ℓ 40ℓ)	2
	有料指定袋のばら売り 不燃(5ℓ 10ℓ 20ℓ 40ℓ)	2
	有料指定袋のばら売り プラ(20ℓ)	2
19	詰替え商品の販売	1
20	再生商品の販売	1
21	食品リサイクル(生ごみの堆肥化・飼料化・バイオガス化等)により、ごみの減量と資源化に努めている(廃油、魚のアラ等は2点のみ加点)	6
22	産業廃棄物(廃プラスチック類・その他不燃物等)の分別かつ古紙類(ダンボール、宣伝用チラシ、ポップ等)の分別を行っている	5
23	タイムセールやポイントを付与するなどして、食品ロスの削減に努めている	3
24	LED 照明を導入し、かつ照明の間引き実施、人感センサー設置、一部照度の低減設定等をしている	3
25	太陽光発電システム・太陽熱利用システム等再生エネルギーの導入	2
26	二酸化炭素排出削減に効果があると認められる機器の導入や工夫 例:ノンフロン冷蔵庫、ヒートポンプエアコンの導入等	2
27	店舗独自の創意工夫でごみの減量と資源化に特に効果のあることを実施している 例:賞味・消費期限等を考慮し、ごみとして排出しない、食品トレイを使わない販売方法、フードバンクに出す等	4

【エコショップのランク付けの一例(スーパーマーケット・大型専門店の場合)】

	認定調査書の 評価点数の合計	多摩市ごみ有料指定袋 の販売手数料
スーパーエコショップ	81点以上	12%
エコショップⅠ	80点～66点	10%
エコショップⅡ	65点～51点	8%
一般店舗	50点以下	6%

※コンビニエンスストア・ドラッグストア、その他小売店では、評価点数に関する条件が異なります。

※販売手数料が大きい程、ごみ有料指定袋を販売した場合における店舗の利益が大きくなります。

施策 21 : ごみの適正処理に向けた分別の徹底

取組み項目①	ごみの分別の徹底
(1)	ごみや資源の分別基準表、パンフレット、カレンダー等により、わかりやすいごみ・資源の分別を進める。(ごみ対策課)
(2)	廃棄物減量等推進員や市民団体等と連携して、地域のごみ問題に関する情報の収集や、取組みの周知、啓発事業等を進める。(ごみ対策課)
(3)	分別されたごみの適正処理を進め、衛生的な環境づくりを進める。(ごみ対策課)
令和3年度 of 取組み内容	
ごみ減量情報紙「ACTA69号」や「ごみ・資源の収集カレンダー」を発行した他、スマートフォン用のごみ・資源分別アプリ等を活用した啓発や親子向けの事業のお知らせを行った。 また、廃棄物減量等推進員向けに各地域の情報共有会(ブロック会議)や清掃工場などの工場見学会を行った。	
令和3年度 of 取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 ごみ適正処理に向けた取組については例年通りであったが、ごみ・資源分別アプリを使い啓発事業のお知らせを積極的に行った結果、申し込みなどの反応が直ぐに見られた。	
今後の課題	
家庭系ごみ、事業系ごみともに燃やせるごみの中に雑紙類などの資源物がまだ多く含まれているため、分別の周知徹底を行い、更にごみ減量を進める必要がある。資源分別アプリなどの反応が良いため積極的に活用したい。	



ACTA69号(表紙)



ごみ・資源の収集カレンダー

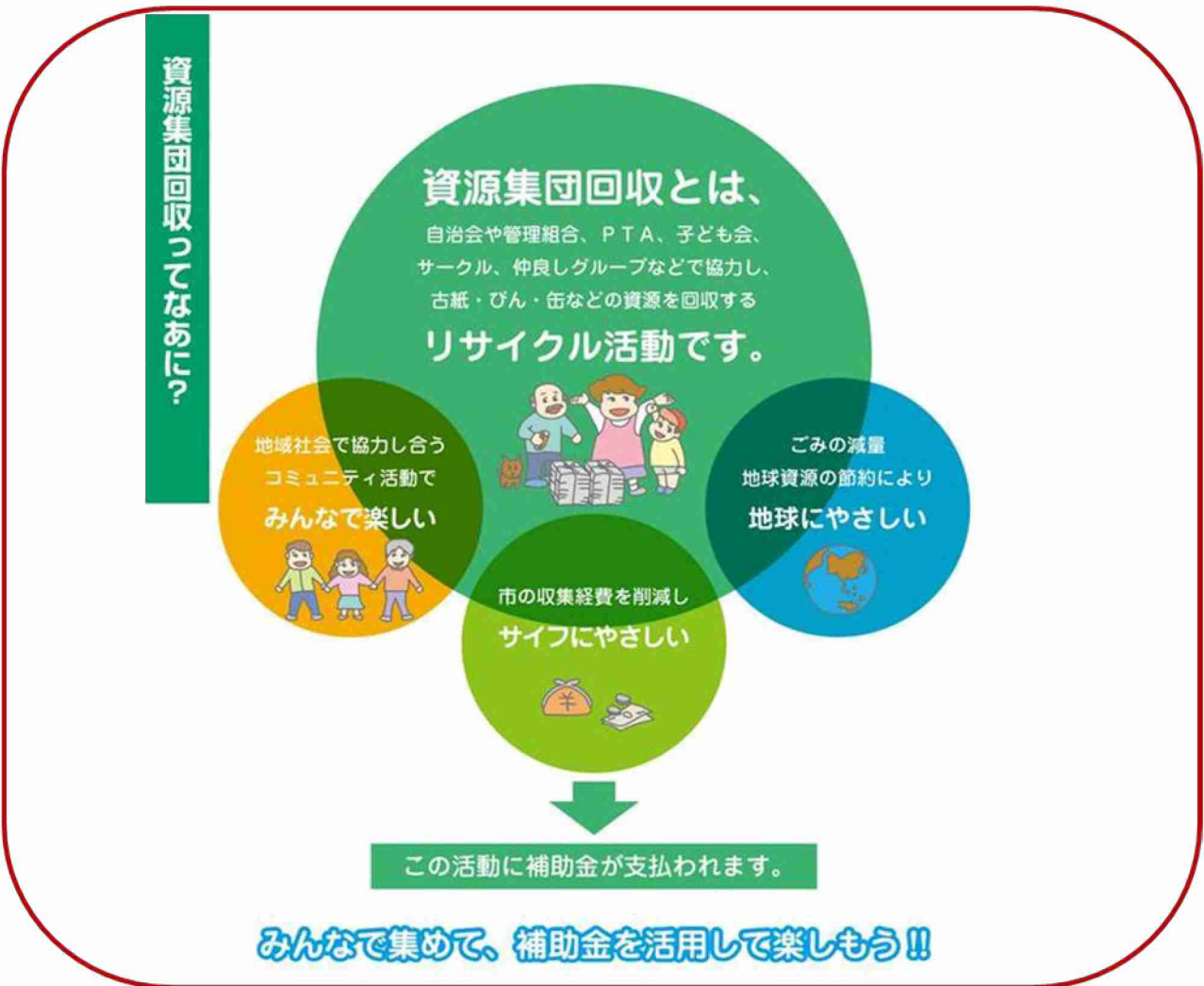
施策 22 : 資源の有効利用

取組み項目①	資源の有効利用
	<p>(1) 回収された資源を適切に中間処理し、有効利用を進める。(ごみ対策課)</p> <p>(2) 多摩ニュータウン環境組合と連携し、粗大ごみの再利用や、多摩清掃工場における資源回収、リサイクルセンターとの連携を図る。(ごみ対策課)</p> <p>(3) 「多摩市グリーン購入推進方針」の理念に基づき、環境に配慮した物品等の購入に努めるとともに、その推進を図る。(関係課)</p>
	<p>令和3年度の取組み内容</p> <p>(1) 多摩市内からの年間資源排出量は、約6,676t(内、小型家電・金属類は173t)であり、新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急事態宣言でステイホームが推奨された令和2年度の7,005tから329t減少した。市民から排出された容器包装プラスチック等各種資源物は、エコプラザ多摩において中間処理を行い、有効活用を図る再資源化処理工場(リサイクラー)他へ搬出した〔6,498t〕。</p> <p>(2) 多摩清掃工場内リサイクルセンターにて、粗大ごみとして排出された家具等を市民へ販売することにより、ごみの減量とリサイクル意識の向上を図った。令和3年度の家具類のリサイクル量は5.6tであった。また、多摩清掃工場にて収集した不燃ごみ・粗大ごみから金属等の有価物を選別し資源化を行った。</p> <p>(3) 令和3年9月に「多摩市グリーン購入推進方針」及び「多摩市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行った。 用紙、文房具、事務用品におけるグリーン購入対象品目の内、グリーン購入できたものの割合であるグリーン購入達成率は95.8%だった。</p>
	<p>令和3年度の取組み内容の評価</p> <p>→これまでと変わらない</p> <p>【理由】</p> <p>(1) 令和2年度の小型家電・金属のリサイクル量と比較すると、15.6%減少した。</p> <p>(2) 令和2年度の家具類のリサイクル量と比較すると、ほぼ横ばいの状況であった。</p> <p>(3) 令和3年度は国や都の動向を踏まえ「多摩市グリーン購入推進方針」「多摩市グリーン購入ガイドライン」の内容を更新した。グリーン購入達成率は令和2年度の95.6%からほぼ横ばいであり、平成26年度以降95%を超える高い割合を占めている。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>(1) 市民のPETボトル排出において、飲み残しやキャップ、ラベルが付いているものが多いため、リサイクルレベルを高めるため、適正な排出についてさらなる啓発を行う。</p> <p>(2) 引続き、多摩ニュータウン環境組合、リサイクルセンターと連携し、資源の有効利用を推進する。</p> <p>(3) 地球温暖化対策は喫緊の課題であり、今後もプラスチック利用方針等の社会経済情勢、国や東京都の動向を踏まえ、市でも温暖化対策に資する計画や方針を策定・更新していく予定である。そのため、毎年度、最新の計画・方針等に沿った対象品目等の更新を随時行っていくことが必要である。</p>

取組み項目②	焼却灰の再利用
	<p>(1) ごみの焼却灰をエコセメントとして再利用し、ごみの埋立量を減らす。(ごみ対策課)</p>
	<p>令和3年度の取組み内容</p> <p>東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設において、焼却灰をエコセメント化し、コンクリートやコンクリート製二次製品として再利用している。令和3年度の高尾市からのごみ焼却灰の搬出量は2,804tであった。</p>
	<p>令和3年度の取組み内容の評価</p> <p>→これまでと変わらない</p> <p>【理由】 令和2年度と同様に、ごみの焼却灰をエコセメントとして再利用した。</p>

今後の課題
不燃ごみの焼却灰をエコセメントの材料として搬入しており、平成 27 年 4 月から最終処分場でのごみの埋め立てはなくなった。現エコセメント施設は、今後改修工事が予定されており、その工事手法やスケジュールに合わせた対応が必要になる。

取組み項目③	リサイクル活動の支援
(1) 資源集団回収等、地域でのリサイクル活動を支援する。(ごみ対策課)	
令和3年度 of 取組み内容	
回収量は3,041,727kgとなり、前年比で126,631kg減少した。新聞購読世帯の減少により新聞の回収量が大きく減少したが、これは全国的な傾向である。また、コロナウィルスの感染拡大により古布類の回収ができなくなった影響で古布類の回収量も減少したが、在宅勤務の増加などによりダンボールの回収量は増加した。登録団体数については、2団体がマンション移転に伴い登録解除となったが、新規で2団体が登録となったため、登録団体数に変化なし。	
令和3年度 of 取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】登録団体がほぼ横ばいのため。	
今後の課題	
引続き、資源集団回収事業を推進するため啓発を行い、総ごみ量の削減と資源化率の向上につなげる。新築マンション管理組合等に取組みを始めてもらえるよう時期を捉えた働きかけが必要である。また、補助金単価の引下げによる回収量の減少も懸念されるため、更なる補助金単価の引下げについては慎重に対応する必要がある。	



施策 23 : 生ごみのリサイクルの推進

取組み項目	生ごみ堆肥化の促進
	(1) 生ごみの自家処理施策として生ごみの堆肥化の取組みに対し、適切な支援を行う。 (ごみ対策課)
令和3年度 of 取組み内容	ダンボールコンポストを1年間使っていただくモニター募集を7月に行い、9月から23世帯でモニター利用を開始した。1年間に4回のアンケートを行う予定で、1回目のアンケートを行った。
令和3年度 of 取組み内容 of 評価	
	↑ 取組みが前進した
【理由】	応募によるモニター募集は初めての試みであったが利用者からも概ね好評であるため。
今後の課題	生ごみ処理機器等の補助制度を活用した取組みの拡大と、継続的に取組むことのできる仕組みづくり、またそれを広めるための広報が必要である。募集世帯については30世帯としたが、募集枠までは集まらなかったため更なる周知・啓発が必要である。

施策 24：省エネルギーの推進

取組み項目①	省エネルギーの実践
	<p>(1) 「多摩市地球温暖化対策実行計画」の中間見直しを踏まえた公共施設における省エネルギーを推進し、温室効果ガスの削減に努める。(環境政策課)</p> <p>(2) 家庭でできる省エネルギーの紹介や相談など、市民への情報提供や普及啓発を行う。(環境政策課)</p> <p>(3) 地球温暖化対策や省エネルギー対策に関する関係法令・制度の情報提供に努める。(環境政策課)</p>
令和3年度	取組み内容
	<p>(1) 「第二次多摩市地球温暖化対策実行計画【公共施設編】」(以下「実行計画」という。)に基づき、日常的に実践する基礎的取組みとして公共施設の室内温度を夏季は28℃、冬季は19℃目安となるよう空調機器の適正な使用等を推進した。</p> <p>また、令和2年度からの3ヶ年で行うエコチューニング事業について、2年目の令和3年度は各庁舎のエネルギー使用量の調査に加え、令和2年度に選定した改善項目について協議し、庁内職員に向けて地球温暖化対策の啓発を行った。</p> <p>(2) 夏の省エネルギー対策の取組みとして、主に家庭での電気使用量を削減するため、以下の事業により、市民への普及啓発を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩市版クールシェア <p>家庭でのエアコン等の使用を減らし、みんなで一つの場所に集まることで省エネルギーを実践するとともに、家からまちに出掛けて楽しく過ごそうという行動がクールシェアで、地球温暖化を防止するために、低炭素なライフスタイルへ転換する取組みとして令和3年度も行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、中止とした。</p> ・環境配慮型おうち消費促進事業 <p>「環境配慮型おうち消費促進事業」に参加している店舗でテイクアウトやデリバリーを利用したり、マイバッグ等の環境配慮行動を実施したお客様に「エコアクションポイント」を付与し、「エコアクションポイント」をためた方へ「多摩市版オリジナル保冷バッグ」や「多摩産材の箸」を配布した。</p> <p>(3) 市の地球温暖化対策及び省エネルギーに関する取組みなどを、たま広報・市公式ホームページへの掲載により情報提供を行ったほか、東京都等の取組みについても市公式ホームページに掲載し市民への周知に努めた。また、気候非常事態宣言に関連する動画を市長、専門家、市民団体等を交え講演・対談形式で撮影し、市公式 YouTube に公開、図書館企画展示を行い気候危機の共有に努めた。</p>
令和3年度	取組み内容の評価
↑取組みが前進した	
	<p>【理由】</p> <p>(1) 市の事務事業に伴うエネルギー使用量について、令和3年度は実行計画の基準年度(22年度)と比較して、電気は36%減少したものの、都市ガスについては2%増加となった。また令和2年度と比較して電気、都市ガスともに、それぞれ5%、7%増加した。令和2年度は、緊急事態宣言による公共施設の開庁時間短縮や休館等の措置があったため、例年よりエネルギー使用量が大幅に減少したためである。エネルギー使用等に伴い発生した令和3年度の温室効果ガス排出量は約9,701t-CO₂で、実行計画の目標値である約11,080t-CO₂に対して約1,379t-CO₂減少し引き続き目標を達成した。</p> <p>エコチューニング事業の一環である職員啓発については、全10回行った。職員向けの掲示板に公開することで、庁内で一定の周知啓発効果が得られた。</p> <p>(2) 多摩市版クールシェアについては中止になった。環境配慮型おうち消費促進事業の参加者へエコアクション宣言カードと引き換えにグッズを配布し、啓発活動ができた。</p> <p>(3) 引き続き、たま広報や市公式ホームページへの掲載による情報提供・周知を行った。国や東京都が作成した啓発物についても、公民館やコミュニティセンター等を通じ市民へ周知した。市公式 YouTube に公開した講演動画は多くの視聴があった。また図書館企画展示についても、展示コーナーパネルを設置し市民の興味を引くことができた。</p>

今後の課題

- (1) エネルギー使用量は昨年度に引き続き、実行計画の目標値である二酸化炭素排出量に達した。今後も令和4年度に平成22年度比で温室効果ガスを10%削減するという目標に向かって取組むとともに、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた中期目標として、2030年までの目標値を新たに定める必要がある。
また、公共施設の省エネルギーについては継続して行うことが必須であるため、職員啓発についても継続して行っていく。
- (2) 多摩市版クールシェアについて、令和4年度に令和元年度の課題点（事業の広報を広く行ったほか全国紙にも掲載されたが、協賛店舗数・参加者数は減少した。今後は、啓発誌の電子書籍化など啓発誌の使いやすさを向上していく必要がある。）を基に、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、シェアを推奨するクールシェアの推進方法を検討する必要がある。
- (3) 国や東京都等で行う取組みを含めると、情報量や啓発物はかなり多くなる。配布した啓発物の反響や効果等を踏まえながら、ホームページやたま広報など様々な媒体を使用し市民の方への周知を行っていく。

おうち消費支援事業

多摩市環境配慮型おうち消費促進事業

お店でエコなテイクアウト ・デリバリーを利用して グッズをGETしよう!

4Pで 多摩市オリジナル保冷バッグ

あなたのエコアクションポイントを付与
ポイントを集めてグッズと交換!

ポイント付与
7/1～9/30
グッズ交換
7/1～10/31

2Pで 多摩産材の箸

「環境配慮型おうち消費促進事業」に関するお問合せはこちらへ！
多摩市 経済観光課 TEL:042-338-6830 / 環境政策課 TEL:042-338-6831 / ごみ対策課 TEL:042-338-6836

詳細はコチラ! →

おうち消費促進事業チラシ

取組み項目②	省エネルギー型の設備や機器の導入
<p>(1) 公共施設の空調や照明等に、省エネルギー効果の高い設備や機器の導入を推進する。 (施設保全課、道路交通課、総務契約課)</p>	
令和3年度 of 取組み内容	
<p>公共施設の工事において照明設備の LED 器具の導入を行った。(施設保全課)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 聖ヶ丘中学校改修に伴う電気設備工事 ・ 和田中学校改修に伴う電気設備工事 ・ 複合文化施設等改修に伴う電気設備工事 ・ 旧北貝取小学校跡地施設整備に伴う電気設備工事 	
<p>公共施設の工事において高効率タイプの空調機器の導入を行った。(施設保全課)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大松台・永山小学校特別教室等空調機設置工事 ・ 聖ヶ丘小学校特別教室・共同事務室等空調機設置工事 ・ 多摩第二・西落合・南鶴牧小学校特別教室空調機設置工事 ・ 北諏訪・東落合小学校特別教室等空調機設置工事 ・ 貝取小学校特別教室等空調機設置工事 ・ 東愛宕中学校体育館空調機設置工事 ・ 鶴牧中学校体育館空調機設置工事 ・ 落合中学校体育館空調機設置工事 ・ 関戸公民館機械設備改修工事 ・ 複合文化施設等改修に伴う空気調和設備工事 ・ 旧北貝取小学校跡地施設整備に伴う空気調和設備工事 	
<p>平成 29 年度から街路灯の LED 化を図り、省エネルギー化を推進するため、街路灯の改修に係る設計、施工、維持保全に要する費用の額以上の削減を保証した事業者に、当該設計等を包括委託する ESCO 事業を導入しており、契約期間は令和 10 年 3 月 31 日まで。令和 3 年度はナトリウム灯 136 基について LED 化工事を行った。(道路交通課)</p>	
<p>本庁舎においては、ポンプ類の高効率機器への更新及び節水型のトイレ衛生器具類への更新を含む給排水衛生設備等改修工事の完了に伴い、省エネルギー効果を高めた運用を行った。今後は、より効果的な運用について、環境政策課と連携していく。(総務契約課)</p>	
令和3年度 of 取組み内容の評価	
↑ 取組みが前進した	
【理由】	
<p>(1) 省エネルギー効果の高い設備の導入が進んだため。(施設保全課) 令和 3 年度に行った LED 化工事により、LED 化率 94%。(道路交通課) 省エネルギー効果の高い個別空調機の運用や本庁舎給排水衛生設備等改修工事の実施によりポンプ類の高効率機器への更新及び節水型のトイレ衛生器具類への更新を行ったため。(総務契約課)</p>	
今後の課題	
<p>(1) 脱炭素を実現するために積極的に進めていく。(施設保全課) 街路灯柱等に係る更新を今後どのように行っていくか課題となる。(道路交通課) 本庁舎建替え計画を踏まえながら第二庁舎・第三庁舎・東庁舎・各会議室棟の老朽化に伴う空調機等の更新に合わせた省エネルギー効果の高い設備・機器の導入を検討する。(総務契約課)</p>	

取組み項目③	みどりによる省エネルギー活動の推進
(1) 公共施設での緑化や、グリーンカーテンづくりを推進する。(環境政策課)	
令和3年度の取組み内容	
<p>教育委員会と協働で行う「グリーンカーテン事業」として、市内の小中学校にゴーヤの種を配付してグリーンカーテンを行うとともに、育てたゴーヤの苗をグリーンカーテンの育成・設置を希望する公共施設へ配布し、公共施設におけるグリーンカーテンづくりの推進を図った。</p> <p>〔種配布数〕146袋(小中学校・公共施設合計、1袋約60粒入)</p> <p>〔小中学校・環境政策課から公共施設への苗配布数〕493本</p> <p>平成28年度から実施している環境出前授業(農業委員を講師として招いてグリーンカーテン作り等を教えていただく)について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが、令和3年度は愛和小学校、南鶴牧小学校の2校で実施した。また、実施校以外にも、種と共にグリーンカーテン作りのマニュアルや、新聞紙で作る苗ポットの作り方を配布した。</p>	
令和3年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
<p>【理由】</p> <p>2年ぶりに出前授業を実施することができた。新たに恵泉女学園大学の教授である農業委員を講師に迎え、4人体制(1クラス1名対応)で温暖化対策や堆肥づくりの講義、種まき、苗植え、堆肥づくりの授業を実施した。</p> <p>また、コミュニティセンターや学童など、数多くの公共施設でもグリーンカーテンの栽培が継続実施されている。</p>	
今後の課題	
<p>グリーンカーテンの出前授業については、市内小中学校から数多く手を挙げてもらっているが、種まきや苗植えなどの時期が限定されることもあり、希望する全学校で実施できていない現状にあるため、マニュアルを配布することで栽培のサポートを行っている。</p> <p>栽培のサポートだけでなく、グリーンカーテンによる具体的な省エネルギー効果や地球温暖化対策についても分かりやすく啓発する必要がある。</p>	

南鶴牧小学校での授業の様子

南鶴牧小学校では種まき、苗植えのほかに堆肥づくりを行いました。令和4年度も授業を継続して行い、堆肥の発酵具合を確認していきます。



苗 植 え



グ リ ー ン カ ー テ ン

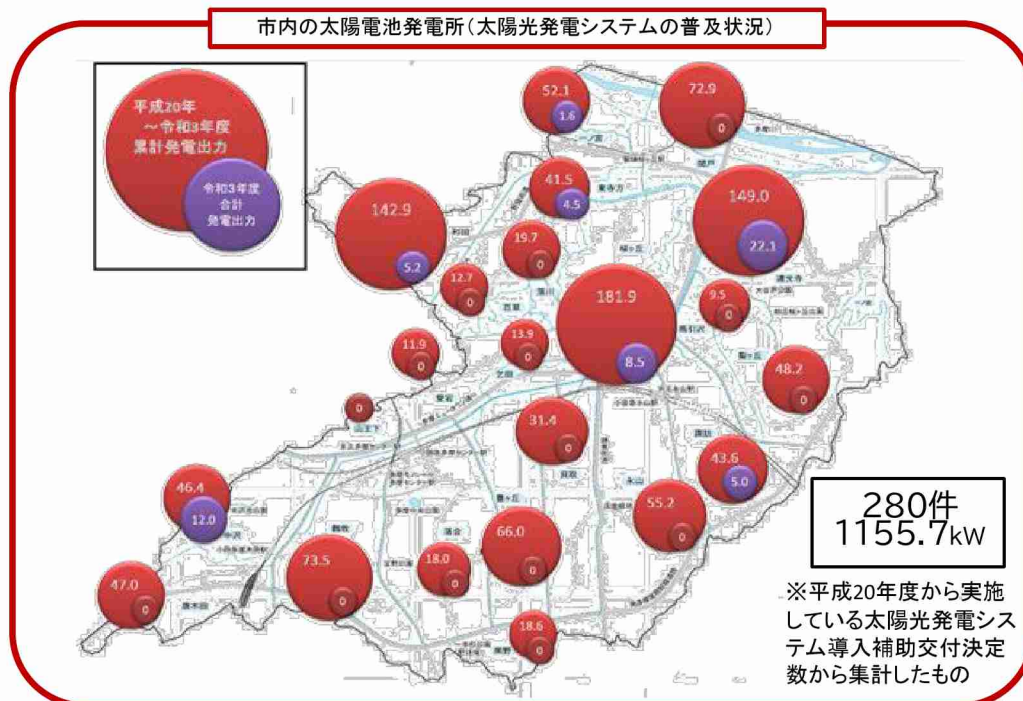


堆 肥 の 踏 み 込 み 作 業

取組み項目④	水素エネルギー利活用の推進
(1) 水素社会実現に向け、燃料電池コージェネレーションシステムや燃料電池自動車などの普及啓発を推進する。(環境政策課)	
令和3年度の実施内容	
補助対象機器に家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(以下「エネファーム」という。)も含め住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金を実施した。全体の申請および補助金交付件数は52件、エネファームについては13件であった。	
令和3年1月に購入した燃料電池自動車については、経済観光課主催のイベントでの展示を行った。今後も議長車として活用していくほか、外部給電器を用いた非常用電源としての啓発を行っていく。	
また、環境配慮を積極的に行う市内事業者の取組み周知策として、市内水素ステーションや民間バス会社に導入された燃料電池バスについて話を伺い、公式ホームページ上で記事を公開した。	
令和3年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金におけるエネファームの普及については、長引くコロナ禍、半導体不足の影響で、申請・交付件数ともに前年度を下回った。	
燃料電池自動車を用いた啓発については、コロナ禍が長期化し参加を検討していたイベントが中止になったことや、パルテノン多摩大規模改修によるエコ・フェスタの実施場所変更のために、1カ所のみでの実施に留まった。	
公式ホームページ上での水素エネルギーを用いた取組みの紹介については、市民の方から何件か問合せをいただく等、一定の周知啓発効果があったと考えられる。	
今後の課題	
エネファームについては、国の補助金事業が終了したこと、本体価格が低廉化したことから市の補助金事業の実施は令和3年度で終了した。今後は、燃料電池自動車を用いて、水素エネルギー利用の周知啓発を行っていく。	

施策 25 : 再生可能エネルギーの推進

取組み項目①	再生可能エネルギーの導入促進
<p>(1) 公共施設の改修に併せて、太陽光発電等の 再生可能エネルギーの導入に努める。(施設保全課)</p> <p>(2) 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの情報提供や普及啓発活動を行う。(環境政策課)</p>	
令和3年度の取組み内容	
<p>(1) 複合文化施設等改修に伴う電気設備工事にて、太陽光発電設備 10kW を設置した。(施設保全課)</p> <p>(2) 家庭向けの脱炭素化への取組みとして、住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金を継続して行った。 また、環境配慮を積極的に行う市内事業者の取組み周知策として、スーパーマーケットの屋上に設置された太陽光発電施設についての話をつい、公式ホームページ上で記事を公開した。(環境政策課)</p>	
令和3年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
<p>(1) 複合文化施設への太陽光発電設備導入が進んだため。(施設保全課)</p> <p>(2) 太陽光発電で作られたエネルギーを夜間や災害時にも使用できる蓄電池について、令和3年度から補助メニューに追加した。申請は52件中17件と、補助メニュー4種類のうち、一番人気となった。周知については、たま広報やホームページ、ミニバスや公共施設へのポスター配布により、幅広く行った。また、補助金の交付を受けた方をお願いしているアンケート調査の提出について、令和3年度はロゴフォームを用いて電子でも出来るようにして利便性を高め、申請者の負担軽減を図った。太陽光発電システム(余剰売電)の申請件数は長引くコロナ禍による半導体不足も影響して昨年度の17件から12件と5件減少したが、下図のとおり、補助金を交付した市内の家庭の発電量は、平成20年度からの累計で280件・1155.7kWとなり、メガソーラー級となっている。市内事業者の取組み周知は、太陽光発電設備の導入経緯や現状だけでなく、省エネ、資源循環についても紹介を行った。(環境政策課)</p>	
今後の課題	
<p>(1) 公共施設への太陽光発電設備設置は、建物の耐荷重を考慮しつつ、導入を検討する必要がある。導入は、環境推進本部会議の決定による。(施設保全課)</p> <p>(2) 蓄電池や断熱窓を設置する場合、都の補助金を併用している割合が高いため、市としても国・都の動向や情報を把握して、事業者や市民に向けて併用可能な補助金制度の周知を積極的に行っていく。また、市内での環境配慮の取組みについて、積極的に発信をしていく。(環境政策課)</p>	



取組み項目② ごみ焼却の余熱利用の推進

(1) 多摩ニュータウン環境組合と協力して、ごみ焼却時に生じる余熱や電力の利用を進める。
(ごみ対策課)

令和3年度の実績内容

ごみの焼却により発生した廃熱により蒸気タービン発電機で発電し、その電力で清掃工場内の電力使用をまかない、余った電力を特定規模電気事業者（PPS）に売電した。また、余熱を総合福祉センター及びアクアブルー多摩（温水プール）へ供給した。

余熱利用	R1 年度	R2 年度	R3 年度	単位
熱供給量（3ケ年）	13,658	7,309	13,355	G j
売電電力量（3ケ年）	13,864,914	13,920,132	13,221,610	kWh

令和3年度の実績内容の評価

→これまでと変わらない

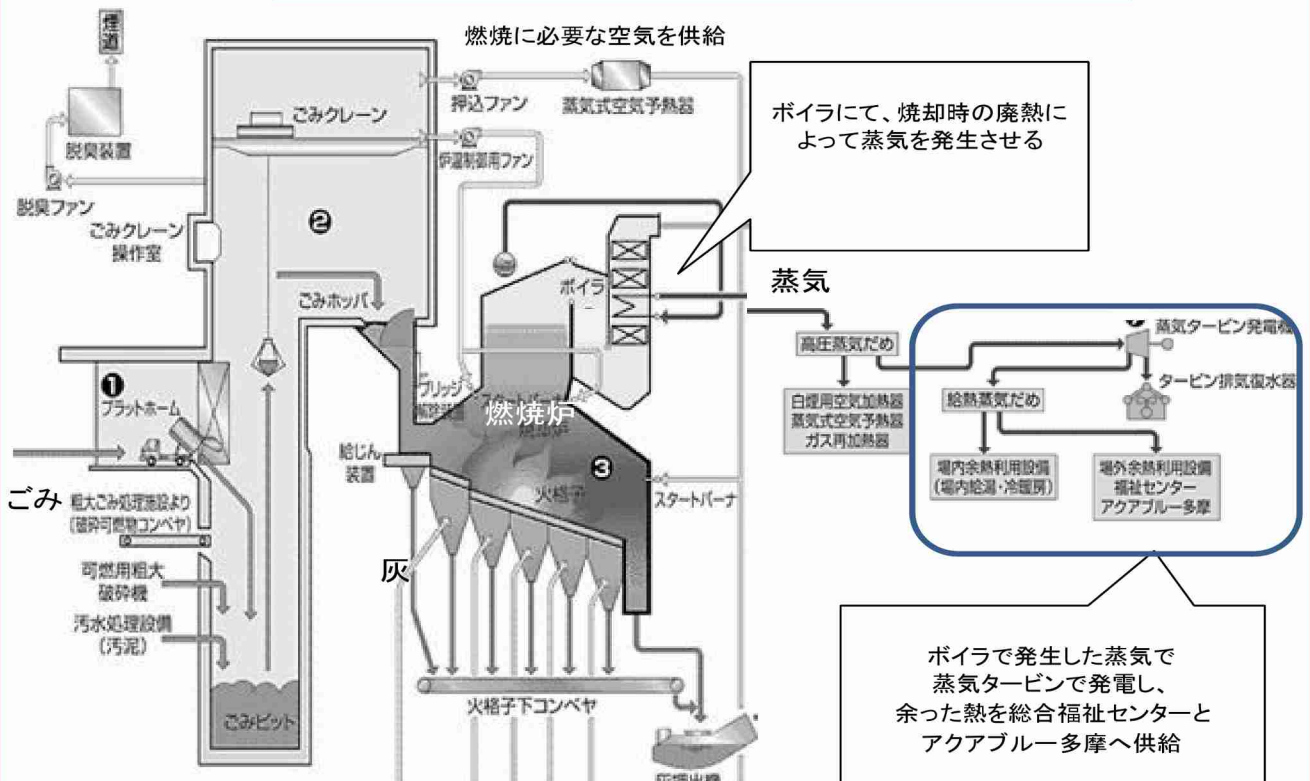
【理由】

熱供給量は、令和2年度は新型コロナウイルスの影響及び改修工事に伴い、アクアブルー多摩の施設利用を停止していたため減少したが、工事が完了し令和3年度は例年並みの供給ができた。売電電力量は、令和3年度は施設の定期補修によって運転日数が減少し、それに伴い発電量および売電量も減少となった。

今後の課題

ごみの資源化・減量が進んでいるため、焼却ごみ量が減少化する傾向にある中で、安定的な熱供給の確保が課題となっている。

焼却施設イメージ図（多摩ニュータウン環境組合ホームページより引用）



施策 26：雨水地下浸透の推進

取組み項目	雨水地下浸透の推進
	<p>(1) 歩道や公園に透水性舗装を施したり、公共施設に地下浸透施設を設置し、雨水の地下浸透を図る。 (道路交通課、公園緑地課、施設保全課)</p> <p>(2) 市民や事業者が、雨水地下浸透施設を導入する際に、適切な指導を行う。(下水道課)</p>
	<p>令和3年度の実績</p> <p>(1) 令和3年度においては、該当工事が無かった。(道路交通課) 落合南公園改修にあたり、園路舗装を透水性舗装として、雨水排水経路随所に浸透ますを設置した。(公園緑地課) (仮称)旧北貝取小学校跡地施設整備工事において透水性アスファルト舗装を整備し、雨水の地下浸透を図った。(施設保全課)</p> <p>(2) 開発行為及び街づくり条例に基づく協議があった場合、雨水地下浸透施設を設けるよう適切な指導を行うとともに、宅内雨水排水設備について相談があった場合に、雨水排水設備の設置が可能な箇所については、できるだけ雨水浸透ますを設置してもらうよう指導した。(下水道課)</p>
	<p>令和3年度の実績の評価</p> <p>↑ 取組みが前進した</p> <p>【理由】</p> <p>(1) 2施設への導入が進んだため。(公園緑地課、施設保全課)</p> <p>(2) 下水道課への申請等に対して指導・助言を行い、雨水地下浸透施設は開発行為21件分、宅内雨水浸透ますは排水設備243件分の設置結果が得られた。これにより気候変動の適応策を推進した。(下水道課)</p>
	<p>今後の課題</p> <p>(1) 透水性舗装は一般的な舗装に比べるとコスト高になる。また、透水機能を維持するためには、定期的なメンテナンスが必用である。多摩市は丘陵地の為、土留め施設付近での浸透は、不適切と考える。(道路交通課) また、街区公園の場合は、アスファルト舗装自体が余り無い為、現況に合わせた復旧の方がコストは下がると考える。(公園緑地課) 近年の豪雨対策が求められている中、市雨水対策基準の見直しが行われた場合には、市基準に準じた浸透柵や浸透トレンチ設置などによる対策手法を検討する。(施設保全課)</p> <p>(2) 近年増加する豪雨への対策として、流域対策の見直しなど、浸水被害軽減に向けた取組みが必要となっている。(下水道課)</p>

施策 27 : 雨水貯留の推進と水の有効利用

取組み項目	雨水貯留施設の導入と活用
	(1) ①公共施設において雨水貯留施設の導入を図る。(施設保全課) ②雨水貯留の推進と水の有効利用について、市民の取組みを支援する(下水道課) (2) 貯留した雨水を、災害時の防火用水や水やり・打ち水などに活用する。(施設管理所管課)
	令和3年度の取組み内容 (1) ①導入する工事がなかった。(施設保全課) ②雨水貯留施設の補助制度等については、以前より多摩市公式ホームページによる啓発の案内を行っていた。平成28年度よりホームページ以外の取組として、たま広報での案内を行い、平成29年度以降は啓発の案内を年2回に増やした。また、令和2年度以降は、市内にチラシを配布し、その中で雨水貯留施設の補助制度を掲載した。(下水道課) (2) 雨水貯留施設が導入されている公共施設において、従来通り活用した。
	令和3年度の取組み内容の評価 →これまでと変わらない 【理由】 (1) ①導入する工事がなかったため。(施設保全課) ②令和2年度と同様に雨水貯留槽購入費補助金に関する周知を行った。補助申請件数は前年度に比べ1件増加し、7件となった。(下水道課) (2) 雨水貯留施設が導入されている公共施設において、従来通りの使用用途に留まった。
	今後の課題 今後、市基準に準じた雨水貯留施設などの設置が必要となった場合は、設置内容などを含め対策手法を検討する。(施設保全課) 浸水被害の防止・軽減を目的とした流域治水(雨水の貯留・浸透)について重要性が高まっており、より効率的な対策についても検討していく必要が有る(下水道課)

施策 28：自動車排出ガスの削減

取組み項目	環境にやさしい自動車利用の推進
	(1) 低公害車・低燃費車等の環境にやさしい庁用車の導入を計画的に進める。(総務契約課)
令和3年度取組み内容	<p>車両の入替に伴い、低公害車・低燃費車を導入した。</p> <p>「平成27年度燃費基準20%向上達成車」2台</p> <p>「平成27年度燃費基準25%向上達成車」2台</p>
令和3年度取組み内容の評価	
	↑取組みが前進した
【理由】	環境にやさしい庁用車の導入を推進したため。
今後の課題	平成30年度から3年間は補助金等を活用しながら、環境にやさしい自動車への入替を行った。今後も環境配慮の観点から、全庁用車に占めるクリーンエネルギー自動車の割合の向上のため、引き続き環境にやさしい車両の導入を行う予定だが、現在、販売中の貨物用電気自動車は、ラインナップが少なく生産も停止中のため、補助金を活用した導入が計画どおり進むかが課題である。

施策 29 : 公共交通・自転車利用の促進

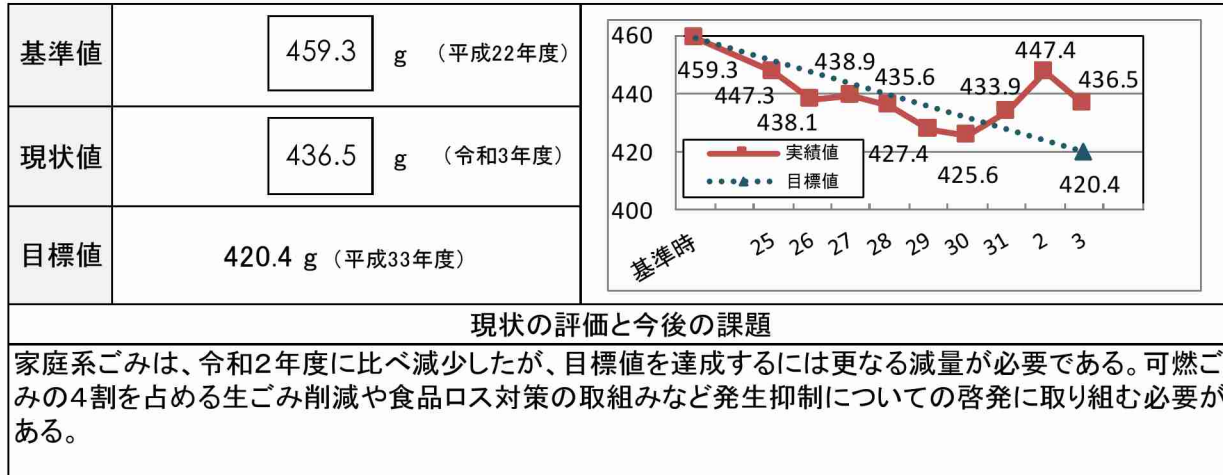
取組み項目①	公共交通利用の推進
(1) より便利で利用しやすい公共交通体系の実現に向け、事業者への改善要請を行う。 (交通対策担当)	
令和3年度 of 取組み内容	
令和2年3月に策定した「多摩市地域公共交通再編実施計画」に基づき、令和2年度に実施を予定していた実証実験については、新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況等を鑑み、その実施を延期としていたが、感染拡大が終息しているとは言えないため、令和3年度についても延期することにした。	
令和3年度 of 取組み内容の評価	
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、取組みの縮小・延期・中止等をせざるを得なかった	
【理由】	
「多摩市地域公共交通再編実施計画」に基づき市内の一部地域でワンボックス車両を運行させる実証実験を行う予定であったが、コロナ禍中ではデータの収集が適切に行えるとは言えない状況であったため、実施を再延期せざるを得なくなった。	
今後の課題	
新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、「多摩市地域公共交通再編実施計画」に基づく実証実験の実施等の検討を行っていく。	

取組み項目②	自転車・徒歩による健康増進
(1) 自転車歩行者専用道や自転車レーン、駐輪場の整備など自転車を利用しやすい交通体系づくりを検討する。(交通対策担当)	
令和3年度 of 取組み内容	
市内駐輪場にて、自転車利用者に対するマナーアップ事業を実施し、自転車を利用しやすい交通体系づくりを推進した。	
令和3年度 of 取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
自転車利用者に対するマナーアップ事業は例年継続的に実施している事業であり、自転車ナビマークの新規設置箇所等はなかったため。	
今後の課題	
唐木田駅周辺では既存駐輪場以外に用地が無いことから、用地取得が課題となっている。	

地球環境分野における管理指標の状況

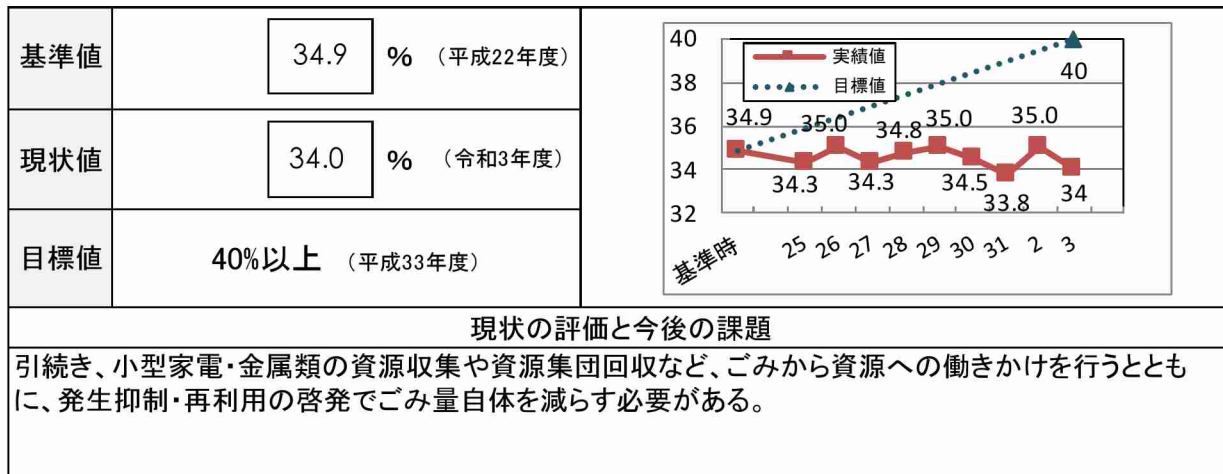
① 家庭系ごみ排出量（市民 1 人1日あたり）（ごみ対策課）

家庭からの1人1日あたりのごみ排出量を把握し、市民の、ごみの減量や資源の有効利用の取組み状況を把握します。
平成20年度に実施したごみの有料袋による収集以降、一定の減少傾向が見られますが、更なる減量をめざします。



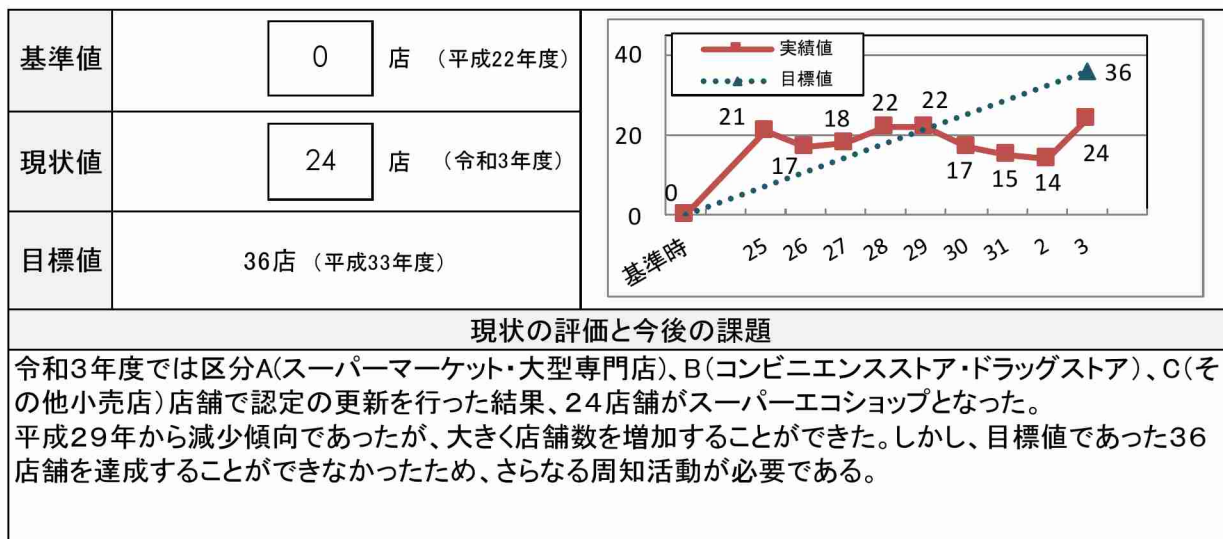
② 再生利用率（ごみ対策課）

ごみの総発生量に占める総再生利用量の割合を把握し、市全体の資源の有効利用の取組み状況を把握します。



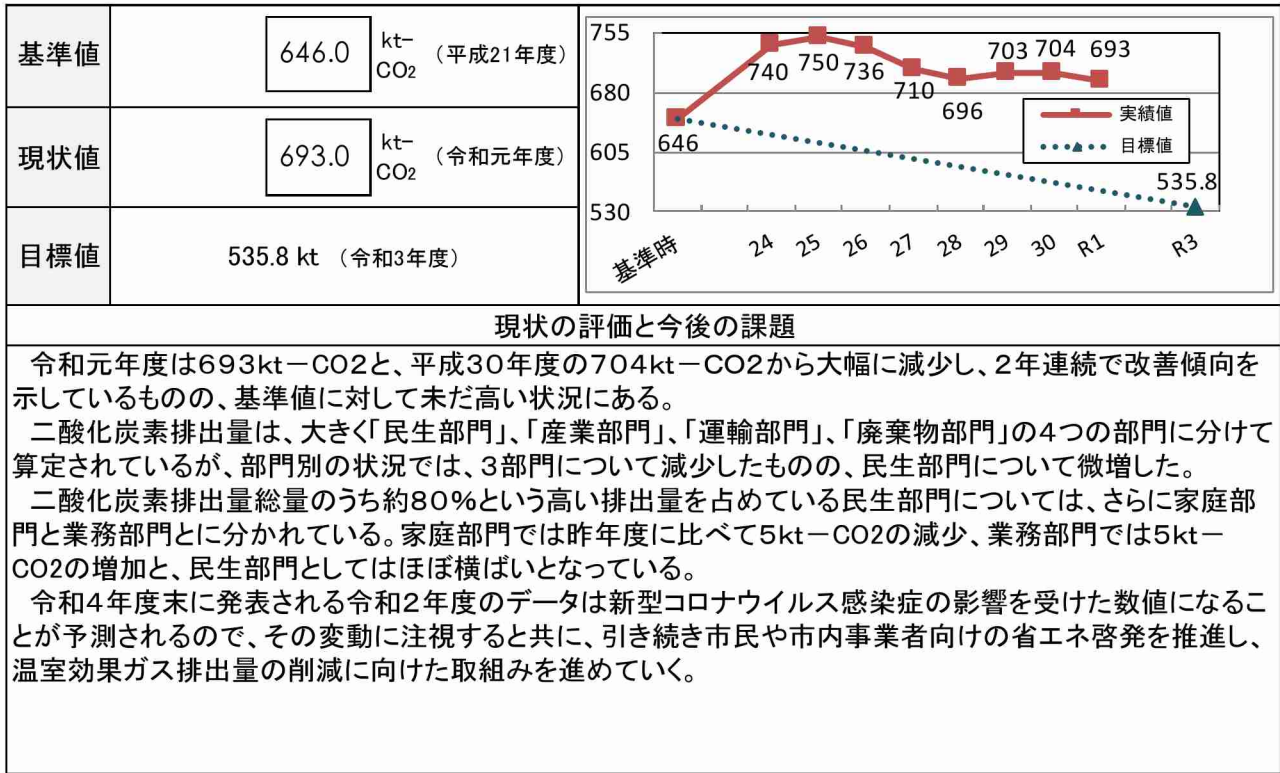
③ スーパーエコショップ認定店舗の数（ごみ対策課）

エコショップ認定に申請のあった店舗の中から、環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる店舗を、スーパーエコショップとして認定しています。



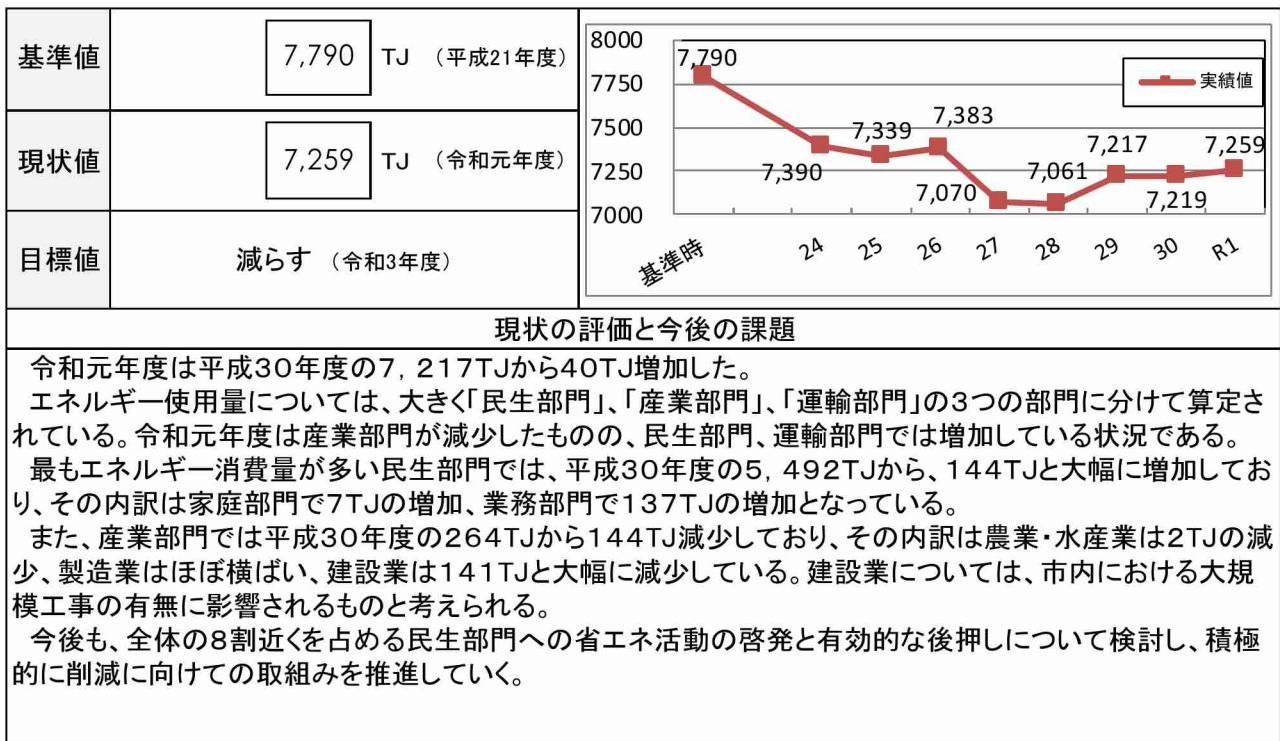
④市内の二酸化炭素（CO₂）排出量（環境政策課）

京都議定書では、2012年までに1999年比マイナス6%が我が国の目標ですが、多摩市の1999年排出量は、570,000t-CO₂で、現状は増えています。まずは、1999年比マイナス6%を2021年度の目標として設定し、削減に取り組めます。



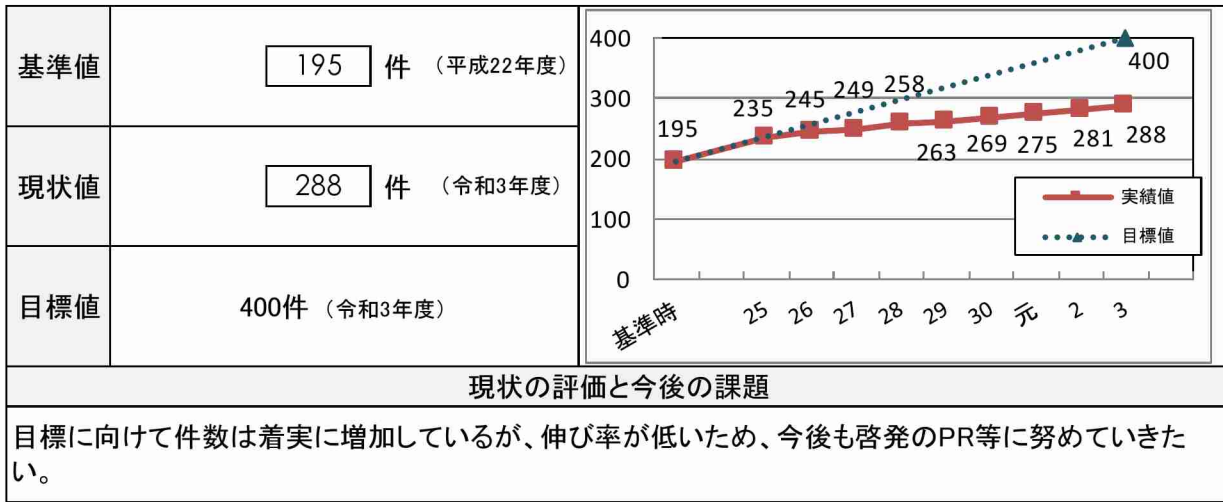
⑤市内のエネルギー使用量（環境政策課）

省エネルギー推進及び再生可能エネルギー活用への取り組みの効果を表すものとして、二酸化炭素（CO₂）排出量と相関関係にあるエネルギー使用量を示し、さらなる削減に取り組めます。



⑥雨水貯留槽設置件数（下水道課）

雨水の有効利用の推進状況を把握するために、雨水貯留槽設置件数を確認します。



⑦ミニバス利用者数（交通対策担当）

環境負荷軽減のための公共交通の利用推進効果を確認するため、ミニバスの年間利用者数を把握します。

